

「憲法調査会市民監視センター」の紹介

筑紫 建彦（憲法調査会市民監視センター事務局）

1. 「憲法調査会市民監視センター」設立の目的と活動

「憲法調査会市民監視センター」（代表 奥平康弘・東京大学名誉教授、以下、「市民監視センター」）は、2001年1月、国会法の改正によって第147国会から衆参両院に設置された「憲法調査会」の活動が、憲法の改悪につながることはないように、「護憲」の立場に立つ市民の側から監視し、分析して、広く各界の人々に問題提起をするために創設された自主的な市民団体である。そのメンバーは、特定の政党を背景としない、研究者・弁護士・市民運動家などの有志により構成されている。

2001年4月24日に衆院議員会館で開かれた発足集会では、学者、市民、弁護士、また憲法調査会に参加する野党国会議員などが多数参加した。発足集会では、憲法調査会に議案提案権はなく「調査」のみが設置目的なのに「論憲」を飛び越えてすでに改憲論に入っていること、自民党は「国民運動としての改憲」を唱え自治体首長への工作など色々な手を打ってきていることなどが報告され、これらに対抗して憲法の平和的・民主的条項で守られているもの、まだ活かしきれていないものを広く明らかにし、無関心な市民を獲得していくべきこと、憲法改正国民投票に備えて、改憲阻止の大きな共同戦線をめざすべきことなどが議論された。

「市民監視センター」の目的とこれまで行ってきた活動は、次のとおりである。

- (1) 両院の「憲法調査会」の議論の批判的分析とその見解の普及
- (2) 議論される改憲問題のテーマに対する対抗的見解の提起と普及
- (3) 次の事柄について、月刊「憲法通信」やホームページによる市民への配信
 - ① 「憲法調査会」での議論の要旨
 - ② 憲法調査会の議論に対する「監視センター」（あるいは個人）からのコメント
 - ③ 監視センターメンバーの問題提起・意見
 - ④ 新聞などに書かれた調査会に関する記事の要約
- (4) 月1回の研究会を定例化

2. 「けんぼう市民フォーラム」の活動

2004年5月に、衆参両院の「憲法調査会」に対する監視・批判し、広く一般市民の方々と、

日本国憲法の価値を確認し、憲法調査会の動向と改憲への動きについて議論を深めるために、「けんぼう市民フォーラム」を立ち上げた。現在まで、6回のシンポジウムを開催している(2005年11月現在)。

次に、「けんぼう市民フォーラム」の目的と活動を理解していただくために、「けんぼう市民フォーラム設立にあたって」と題する「設立趣意書」を掲載しておく。

ご存じのように、2000年1月から国会に憲法調査会が設置され、これまで議論が続けてきています。わたしたち憲法研究者、弁護士、市民の有志は、憲法調査会が発足した直後に、「憲法調査会監視センター」を立ち上げて、月に一度研究会を開いてきました。

憲法調査会の議論を「監視」してきて言えることは、調査会の議論は予想以上に低レベルであること、しかし、それにもかかわらず、「調査をした」という実績は着実に作られていくことです。

調査会が設定した5年という期限は、残り少なくなってきました。それを受けて、国会の議論では、憲法改正のための国民投票法が政治日程にあげられるようになり、政党レベルの改憲案構想も進んでいます。また、憲法改正発議のための機関を国会に設置しようとする動きもみられます。

新聞の世論調査などによると、国民の間で改憲に賛成する声が高まっているかに見えます。しかし、ここで考えておかなければならないのは、改憲が本当に国民の利益になるのかどうか、ということです。

2003年には、有事法制が制定され、イラク特措法により自衛隊の海外派兵も実現し、日本はアメリカと共に戦争を遂行する道へとひた走っています。

他方で、学校では君が代・日の丸が教員と生徒に強制され、さらに、公務員が野党の機関誌を住宅に配っただけで、また、平和市民団体が、自衛隊の官舎にビラをまいただけで逮捕・起訴されるなど、民主主義の根幹にあるはずの精神的自由の侵害が、これまでにないほどに進行しています。改憲が行われるならば、これらの状況を確実に悪化させることでしょう。

このような現状に照らしてみても、憲法改正が、決して日本国民の利益にならないことは明らかです。では、なぜ多くの国民の多くは「憲法改正」を支持しているのでしょうか。それらの人々は、「憲法改正」が必要であるかのように世論を誘導する政府やメディアがつくりあげているムードに、無意識のうちに同調させられている可能性はないのでしょうか。

日本国憲法は、さまざまな価値を抱く人たちが賛同することのできる内容を持っており、それを否定しようとする人たちの中にこそ、自己の描く特定の国家像を国民全体に「押しつけよう」とする勢力が存在します。十分な国民的議論を経ないまま明文改憲が発議され、国民投票

に付されて、日本が思いもよらない状況に陥ってしまうことだけは、避けなければなりません。

今、真に問われているのは、市民の議論を経ないで、「改憲」の道筋が進行していくことです。このような状況に鑑みて、わたしたちは、日本国憲法の価値を確認するための議論の場として、「けんぽう市民フォーラム」を立ち上げることにしました。

わたしたちは、いわゆる「論憲」の立場に立つものではありません。「論憲」の場の設定においては、「日本国憲法擁護」の選択肢は最初から否定的な地位に貶められています。そうではなく、日本国憲法を支持する立場から、憲法を「論ずる」ことによって、日本国憲法が現在および未来の国民にとって必要なものであることを論証することができるし、そうしなければならぬ時期だと考えます。

憲法を護ろうとする運動は、「古い」と揶揄されることもあります。が、「古い」ことは「悪い」ことではありません。わたしたちは、日本国憲法の内容が、市民の人権を保障し、民主主義を進展させ、平和で公正な国際社会を築いていくために有用であると確信するからこそ、日本国憲法を支持します。そして、日本国憲法によって利益を得ている大多数の国民と、明文改正に反対するために広く連帯していかなければならないと考えています。

日本国憲法の価値と原理に賛同する多くの市民が、「けんぽう市民フォーラム」にご参加下さることを、心から願っています。

* 「憲法調査会市民監視センター」のホームページアドレス：

<http://members.jcom.home.ne.jp/web-kenpou/>